



山梨労働局発表  
平成 27 年 8 月 3 日

担	山梨労働局労働基準部監督課
当	監督課長 上条 訓之 主任監察監督官 篠原 敦 電話 055-225-2853

## 平成 26 年の自動車運転者使用事業場に対する監督指導等結果について ～県内 35 事業場(違反率 87.5%)に法令違反(初公表)～

山梨労働局(局長 能坂正徳)では、平成 26 年において、管内の 3 労働基準監督署が自動車運転者(トラック、バス、タクシー)を使用する事業場に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめましたので、公表します。

平成 26 年 1 月から同年 12 月までの間、山梨県内 40 事業場に監督指導を実施し、そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは、35 事業場(全体の 87.5%)、改善基準告示違反が認められたのは、21 事業場(全体の 56.8%)、主な労働基準関係法令違反(法定労働時間)は 29 事業場(全体の 72.5%)でした。

主な改善基準告示違反については、最大拘束時間に関する違反 24 事業場(全体の 60.0%)、最大拘束時間に関する違反 19 事業場(全体の 47.5%)、休息期間に関する違反 19 事業場(全体の 47.5%)でした。

なお、労働基準関係法令違反による送検は 0 件でした。

自動車運転者については、一部、長時間労働が認められ、また、脳・心臓疾患の労災認定件数が最も多い職種です。山梨労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場については監督指導を行うなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

- \*1 管内3労働基準監督署とは、甲府、都留、諏訪の3労働基準監督署である。
- \*2 労働基準監督官が事業場に赴き実地に調査・指導を行うもので、管内状況や各種情報に基づき計画的に実施する監督及び労働災害の発生を契機として実施する監督をいう。この他に、労働者からの賃金未払等の申告に基づきその権利救済を目的に実施するもの(申告監督)などがある。
- \*3 労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。
- \*4 比率は監督事業場数に対するもの。

## 1 監督指導実施状況及び違反率（過去3年）

	トラック		タクシー		バス	
	監督指導件数	違反率	監督指導件数	違反率	監督指導件数	違反率
平成23年	45	84.4%	5	100.0%	5	100.0%
平成24年	43	81.4%	5	100.0%	10	90.0%
平成25年	36	83.3%	12	91.7%	6	66.7%
平成26年	33	84.9%	3	100.0%	4	100.0%

## 2 違反事業場数

### (1) 労働基準法等の違反について

監督指導を実施した40事業場のうち、労働基準法等の法令違反が認められた事業場は35事業場（87.5%）であった。

法定労働時間に係る違反（注1）

（労働基準法第32条）26事業場（65.0%）

割増賃金に係る違反（労働基準法第37条）12事業場（30.0%）

法定休日に係る違反（労働基準法第35条）4事業場（10.0%）

（注1） 「法定労働時間に係る違反」とは、時間外労働に関する協定届（以下「36協定」という。）を所轄の労働基準監督署長に届け出ることなく、法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて労働させた場合、又は36協定で定める時間を超えて時間外労働を行わせた場合における違反である。

### (2) 改善基準告示の違反について

監督指導を実施した40事業場のうち、改善基準告示違反が認められたのは29事業場（72.5%）であった。

総拘束時間に係る違反（改善基準告示第4条第1項第1号）

19事業場（47.5%）

最大拘束時間に係る違反（同告示第1項第2号）

24事業場（60.0%）

休息期間に係る違反（同項第3号） 19事業場（47.5%）

最大運転時間に係る違反（同項第4号） 10事業場（25.0%）

連続運転時間に係る違反（同項第5号） 20事業場（50.0%）

### 3 主要条項別違反状況（過去3年）

		トラック			タクシー			バス		
		平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年	平成24年	平成25年	平成26年
労働条件明示		19	15	12	3	7	2	2	3	2
賃金不払		3	4	3	0	1	2	0	1	0
労働時間	労働基準法・労働安全衛生法違反	26	20	37	5	5	4	9	4	6
休憩時間		0	4	5	0	0	1	0	0	0
休日		1	2	2	1	0	0	1	0	1
割増賃金		19	16	14	4	9	2	6	4	2
就業規則		3	2	4	2	2	1	2	1	0
法令等の周知		0	4	3	1	0	0	1	0	1
労働者名簿		2	0	0	1	0	0	0	1	0
賃金台帳		17	17	11	5	8	1	4	3	1
最低賃金		0	0	2	2	1	1	0	0	0
健康診断		20	19	12	4	11	4	2	0	0
フォークリフトの点検	1	3	6	0	0	0	0	0	0	
総拘束時間	改善基準告示違反	14	12	14	1	4	2	1	0	1
最大拘束時間		19	14	17	1	3	2	5	2	3
休息期間		14	12	14	1	2	2	5	1	2
最大運転時間		13	9	8	0	1	0	2	0	0
連続運転時間	15	12	14	0	0	0	6	2	4	
休日労働	0	1	2	0	1	0	1	0	1	

\* 一の事業場において複数の違反が認められる場合があることから違反件数の合計は監督指導件数の合計と一致しない。

### 4 監督指導事例（平成26年）

自動車運転中に発生した労働災害を契機とし、災害が発生させたA社に対し臨検監督を実施したところ、自動車運転者に休日を与えず、総拘束時間及び拘束時間の限度超過等の違法な配車が恒常的に行われている事実が認められたので次のとおり指導した。

- ① 労働基準法第32条（労働時間）違反及び改善基準告示違反を是正勧告
- ② 労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
- ③ 健康診断（深夜）未実施について是正勧告
- ④ 過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

## 5 今後の対応方針

自動車運転者の労働条件については、依然として問題が認められることから、今後とも、労働基準関係法令の周知徹底を図るため、事業の許可権限を有する山梨運輸支局との合同監督・監査、新規許可事業者等に対する講習等の実施、更には[自動車運転者時間管理等指導員](#)（注2）による労務管理等の支援により、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、タクシー事業者については、タクシー運転者の賃金制度において、累進歩合制度が採用されていることを確認した場合には、累進歩合制度を廃止することについて指導します。

さらに、指導に従わない、あるいは法違反を繰り返すなどの悪質な事業場に対しては、司法処分（送検）を行うなど厳正に対応していくこととしています。

なお、長時間労働が問題となっているトラック運転手の労働時間削減のため、山梨運輸支局と山梨労働局は、本年7月28日（火）、荷主となる企業側も参加する協議会を開催し、トラック運転手の長時間労働の実態調査を行うこととしています（[第1回トラック輸送における取引環境・労働時間改善山梨県地方協議会](#)）。

（注2） 山梨労働局では、労働関係法令や自動車運転者の労務管理に詳しい「自動車運転者時間管理等指導員」を配置し、事業場を個別に訪問し、労働関係法令等の説明（助言・指導）や相談への対応等、事業場の自主的な労務管理改善の支援を行っている。

# 自動車運転者時間管理等指導員の御案内

無料です

事業場の自主的な労務管理の改善をお手伝いいたします。

自動車運転者については、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令違反が高水準で推移し、また、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種となっているなど、その労働条件及び安全衛生の確保と改善を一層推進することが求められています。

このため、山梨労働局では、労働関係法令や自動車運転者の労務管理に詳しい「自動車運転者時間管理等指導員」を配置し、事業場を個別に訪問し労働関係法令等の説明（助言・指導）や御相談への対応など、事業場の自主的な労務管理改善の支援を行っております。

指導員の活動は、法令違反の摘発を目的とした権限行使とは異なりますので、お気軽に御連絡ください。

～こんな悩みに指導員が対応します～

- ・ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(改善基準告示)について教えてほしい。
- ・ 変形労働時間制の導入、届出について教えてほしい。
- ・ 36協定や就業規則について教えてほしい。
- ・ その他、自動車運転者の労務管理に関することについて知りたい。

事業主団体における説明会、研修会等への講師派遣も承ります。



御利用を希望される場合は、山梨労働局監督課（TEL：055-225-2853）あて御連絡いただくか、裏面の申込書に必要事項を記載の上、FAX・郵送等によりお申込ください。